

平成21年加美町議会第2回定例会会議録第2号

平成21年6月19日（金曜日）

---

出席議員（19名）

2番	尾形 明 君	3番	三浦 英典 君
4番	三浦 又英 君	5番	澁谷 征夫 君
6番	木村 哲夫 君	7番	近藤 義次 君
8番	吉岡 博道 君	9番	工藤 清悦 君
10番	一條 寛 君	11番	佐藤 善一 君
12番	米木 正二 君	13番	沼田 雄哉 君
14番	猪股 信俊 君	15番	新田 博志 君
16番	伊藤 淳 君	17番	高橋 源吉 君
18番	伊藤 由子 君	19番	伊藤 信行 君
20番	一條 光 君		

---

欠席議員（1名）

1番 下山 孝雄 君

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	佐藤 澄男 君
副 町 長	森田 善孝 君
総務課 長	早坂 宏也 君
会計管理者兼課長	伊藤 東 君
政策推進室 長	高橋 啓 君
危機管理室 長	猪又 健 君
企画財政課 長	吉田 恵 君
町民課 長	佐藤 勇悦 君
税務課 長	

兼特別対策徴収室長	竹 中 直 昭 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
森林整備対策室長	浅 野 恒 昭 君
商工観光課長	柳 川 文 俊 君
建設課長	早 坂 忠 幸 君
保健福祉課長	早 坂 仁 君
子育て支援室長	早 坂 律 子 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
小野田支所長	澁 谷 富 士 男 君
宮崎支所長	猪 股 忠 一 君
総務課長補佐	猪 股 清 信 君
教 育 長	今 野 文 樹 君
教育総務課長	佐 竹 久 一 君
社会教育課長	佐 藤 鉄 郎 君
体育振興課長	大 類 恭 一 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	鈴 木 裕 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 啓 三 君
次 長	今 野 仁 一 君
主 査	橋 本 幸 文 君
主 事	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 4号 平成20年度加美郡土地開発公社決算について

- 第 3 報告第 5 号 平成 20 年度株式会社薬口振興公社決算について
- 第 4 報告第 6 号 平成 20 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 7 号 平成 20 年度加美町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第 56 号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 57 号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 58 号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 59 号 加美町薬口農産研修施設条例の一部改正について
- 第 12 議案第 60 号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 13 議案第 61 号 加美町辺地総合整備計画の変更について
- 第 14 議案第 62 号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 15 議案第 63 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 16 議案第 64 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 17 議案第 65 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 18 議案第 66 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 19 議案第 67 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 20 議案第 68 号 土地改良事業の施行について（上川原頭首工）
- 第 21 議案第 69 号 土地改良事業の施行について（大堰頭首工）

- 第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度加美町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 3 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 4 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度加美町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 5 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 6 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 7 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 8 議案第 7 6 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 9 議案第 7 7 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 0 議案第 7 8 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 1 議案第 7 9 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 2 議員派遣の件について
- 第 3 3 閉会中の継続審査について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 3 まで

午前10時22分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。1番下山孝雄君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、7番近藤義次君、8番吉岡博道君を指名いたします。

---

#### 日程第2 報告第4号 平成20年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第2、報告第4号平成20年度加美郡土地開発公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第4号平成20年度加美郡土地開発公社決算について御報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成20年度事業報告並びに決算は、既に配付しております平成20年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成20年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

---

#### 日程第3 報告第5号 平成20年度株式会社薬口振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第5号平成20年度株式会社薬口振興公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第5号平成20年度株式会社薬口振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社薬口振興公社の平成20年度事業報告並びに決算は、既に配付しております第14期平成20年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 5 号平成20年度株式会社薬口振興公社決算についてを終了いたします。

---

日程第 4 報告第 6 号 平成 2 0 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（一條 光君） 日程第 4、報告第 6 号平成20年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第 6 号平成20年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

平成21年 2 月定例会に上程し、議決をいただいております平成20年度加美町一般会計補正予算（第 8 号）の繰越明許費及び平成21年 3 月臨時会に上程し、議決をいただきました同予算（第 9 号）の繰越明許費について、地域活性化生活対策事業定額給付金給付事業、子育て応援特別手当給付事業のほか、町道整備事業として滝の沢大柳線、菜切谷金成線、麓内線、白畑線の 4 路線、合わせて 7 事業の繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7 番近藤義次君。

○7 番（近藤義次君） これだけの大きな量の仕事が繰り越しになる、それから補正予算で重要事項になるというような形になると、果たして現スタッフでこの年度中に仕事がやれるのかという危惧の念に駆られるんですけども、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

繰越明許費のうちの 2 総務費総務管理費と民生費の児童福祉費、これにつきましては、国の 20 年度の 2 次補正で年度末に決定したものですから、これにつきましては繰り越しをして事業を行うと。あらかじめ国の方での事業自体がそのような形で進められましたので、繰り越しを

行わせていただいたということでございます。

それから、道路につきましては、建設課長より答弁申し上げます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 道路4件につきましては、いずれも滝の沢大柳線については若干用地がおくれた関係の工事費、それから菜切谷金成線については用地費です。麓内線、白畑線も同じような内容なんですけれども、麓内線は工事費もございますけれども、発注も終わっていますし、あと用地も全部解決しておりますので、事業の執行には繰り越しいたしましたんですけれども、対応できるということです。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成20年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第5 報告第7号 平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（一條 光君） 日程第5、報告第7号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第7号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で繰越明許費の議決をいたしておりました後期高齢者医療システム改修事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（一條 光君） 日程第6、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第2号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び同法施行規則の一部改正が平成21年3月31日公布、4月1日施行に伴い、加美町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設として、平成21年から25年までに入居した者を対象に、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除し切れなかった額を住民税から控除するものであります。住民税からの控除の限度額は、所得税において控除し切れなかった額もしくは所得税の課税総所得金額に100分の5を乗じて得た額9万7,500円を超えるときは9万7,500円でいずれか小さい額となります。

経過措置となっております所得税の税源移譲に伴う住宅ローン特別控除につきましても、上記同様の仕組みのもとで控除され、個人住民税の減収額につきましては、減収補てん特例交付金により全額補てんされることになるものであります。

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率につきましては、現行の軽減税率、これは住民税3%、所得税が7%であります。これを3年間延長するものであります。

その他、固定資産税につきましては、平成21年度の評価替えに当たり引き続き土地に係る負担調整を講ずるなど、所定の改正を行ったものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、承認第2号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（一條 光君） 日程第7、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第3号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

本案件は、前議案同様の法改正により、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、介護納付金課税額の課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げたほか、総所得金額と山林所得金額の合計額が軽減基準所得を超えない場合には、これまで条件つきでありました2割軽減についても一律減額対象とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） この金額なんですが、2条4項中、9万円を10万円に改めると。これというのは、国で決めるものなんですか、それとも各市町村で決めるものなのか。

○議長（一條 光君） 税務課長。

○税務課長兼特別徴収対策室長（竹中直昭君） 地方税法で決まっております。市町村独自ではございません。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、承認第3号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第 8 議案第 56 号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部  
改正について

日程第 9 議案第 57 号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正  
について

日程第 10 議案第 58 号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部  
改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 8、議案第 56 号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 57 号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第 10、議案第 58 号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上 3 件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第 8、議案第 56 号から日程第 10、議案第 58 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 8、議案第 56 号から日程第 10、議案第 58 号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第 56 号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第 57 号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第 58 号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを一括して御説明申し上げます。

3 議案とも健康保険法、国民健康保険法、共済組合法等の改正により、高額医療・高額介護合算制度が導入されたことに伴い、乳幼児及び児童医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の文言を改めるものであります。

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険の両方のサービスを受けている世帯の負担を軽減するためのもので、それぞれの自己負担額を 1 年間合算し、所得に応じて設定されております負担限度額を超える分について各保険者が支給する制度であります。

そのため、乳幼児及び児童医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費を助成するに当たり、高額療養費に加え高額介護合算療養費についても控除しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第56号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第57号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第58号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第58号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第11 議案第59号 加美町薬□農産研修施設条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第59号加美町薬□農産研修施設条例の一部改正について

を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第59号加美町菓口農産研修施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、加美町菓口農産研修施設の一つであります加美町新規就農者技術習得施設につきまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく目的外使用の財産処分により、施設利用の拡大を図り、有効利用を推進するために条例を改正するものであります。改正の主な内容は、利用目的を拡大することから、施設の名称と利便性を考慮した使用内容及び利用者の範囲を改めるものであります。

この施設は、平成6年度から7年度にかけ、国の補助事業であります山村振興等農林漁業特別対策事業により建設したもので、新技術の導入、新規作物の開拓及び農業後継者の確保の場として整備された施設であります。社会経済情勢の変化に伴い、当該施設の需要は減少しております。そこで、社会変化への対応と地域活性化を図るため、施設の使用が町の判断で広く利用できる体制を整えたく、御提案させていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 目的外使用ということで、何か具体的にこういったものとか、そういう予定があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 最初、目的外使用を申請する経緯、少し説明させていただきます。

昨年10月から、ハウス3棟あるんですけども1棟が使われていないということで、国の方といろいろ交渉をしていました。今回提案申し上げたように、利用できないかということで申し上げましたところ、昨年12月ぐらいから、菓口のワサビをやっている関係で、そこでいろいろ使用できないかという相談もありまして、今後、それらと話を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） そのほか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） この文章の中に「町内農業者」というふう限定している文章があるんですが、私はここは、こういう機会こそ外に発信する、若者を呼び込む、あるいは町内に定住

する人に発信するいい機会だと思うんですが、町内農業者というふうに限定した意味についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 私どもの方としては、まず補助事業として導入したと。国の補助金が50%入っています。県の補助金が13.5%。補助金をまず返さないで利用を拡大したいと。今の考え方からすれば、先ほど申し上げたように、いわゆる新規就農者だけに限定した建物と今まではなっていました。それを利用拡大するために、今回こういう名称にいたしました。そして、県の補助金、国の補助金も返さない方向としてこういう設定をさせていただきました。

○議長（一條 光君） よろしいですか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 補助金を返さない工夫として町内農業者にしたというところがちょっと、もう少し足りないと……

○農林課長（猪股雄一君） 農業者というか……

○議長（一條 光君） 議長を通して答弁願います。農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 私の方も、地元の組合といわゆる農商工連携ということで、建設会社と一緒にやっていますので、それは県内の方ですが、それで農業者と限定しないで「等」というふうにここでさせていただいています。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、町内農業者「等」のところに含みを持たせて、町内に限らない、応募者があったときには引き受ける余裕があるというふうにとらえてよろしいですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御質問の御趣旨は、ああいう施設はすばらしい施設であるので、もっと広く町外からも新規参入を促す意味で活用を図るべきだという御提言だろうというふうに理解をいたします。将来的にはそういうことも当然視野に入れていかなければならないだろうというふうに思います。ただ、この補助金というものの性格がございますものですから、こういう形でとりあえずこの条例を直させていただくというところから始めないとその先が開けてこないということもございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。あそこに来て、どういう方がそういう希望があるか、具体的にはまだわからない面もございますけれども、もともとの趣旨は、あそこで農業をやってみたいという若者を呼び込むための施設であるということから、その当時は、小野田町時代でございましたけれど

も、新しく水田だけじゃなくてもっと広いジャンルである施設を活用する、そういう農業者を育成するというような目的を持ったものでございますから、その趣旨については変わりがないというふうに理解をいたしております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） この利用範囲を広げるということで、一部、施設の改修なりあるいは利用料というものが出てくると思うんですが、そういった今後の予定というか、それ等もちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えいたします。

ここにありますとおり、利用料金はこれでは設定しておりません。それから、今までのとおり、利用料についてはそのかかる経費、あるいはその事業の内容によって、利用契約というようなことで今までやらせていただいております。実際に自分たちにかかる経費は負担していただいて、施設の保険とか電気料等はこちらで払っていましたが、それは利用料としていただいて、あと、今回も施設の、あそこの片づけ料とか、そういうことも含めての御質問と思っておりますけれども、ある程度受益者になる方と相談をして、それらは受益者負担でもお願いしていくということも考えております。

○議長（一條 光君） 17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 有効に利用していただくということは大変結構なことかなと思うんですが、今回、3棟のうち1棟ということですが、将来的には3棟ともそういった利用の方法を模索していくということでしょうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 将来的には、今回、いろいろ内部でも指定管理を、もちろん今、条例ではできることになっているんですけども、その指定管理までなる経営的なものをしていただけるように、今支援をしていく部分と、一気にというわけにはいかないと思っておりますので、議員おっしゃったように将来を見据えて育成していくことも必要であるというふうに考えております。

○議長（一條 光君） そのほか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 今、利用料も発生するということではありますが、条例改正にはこの件、含まれなくたってよろしいんですか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 先ほど御質問もありましたけれども、今も利用料というふうに……。この部分は今回改正していないんですけれども、利用料については果実の伴う場合ということで、協議をしてということで決定するというふうに今も条例でなっていますので、この部分を活用していきたいということです。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号加美町菓口農産研修施設条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第59号加美町菓口農産研修施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第60号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第60号加美町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第60号加美町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案件は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項及び同施行規則の規定により、加美町全区域が過疎地域とみなされたことから、平成17年度に加美町過疎地域自立促進計画を策定し、21年度までの5カ年を計画期間として事業を実施しているところでありますが、今回、本計画が最終年度を迎えるため、事業計画の精査を行い、自立促進施設区分における概算事業費合計額の減額幅が2割を超えることに加え、新たな事業の追加が生じることにより計画の変更を行うものであります。

なお、概算事業費の減額につきましては、平成17年度から21年度までの全体事業費 166億3,636万円に対し、20年度までの実績と21年度予定額を含めて 111億1,920万円と見込んでお

りますが、進捗率は66.3%で33.2%の減額となります。この変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、宮城県と協議をし、議会の議決を得る必要がありますことから、今回、議会に御提案申し上げるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町営住宅の前田住宅ですか、大分大幅な……

○議長（一條 光君） マイク、お願いします。

○7番（近藤義次君） 町営住宅前田住宅の環境改善事業の中で、変更前が中層住宅18戸だったんですが、変更後、低層住宅68戸、中層住宅24戸というふうに変更になっているんですが、この辺の今後の進め方についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 担当課長は挙手願います。町民課長。

○町民課長（佐藤勇悦君） 町民課長、お答えします。

当初、変更前の計画につきましては、低層住宅を残して中層住宅2階建てを計画しましたが、変更後につきましては全面的な建てかえということで、低層住宅もすべて建てかえするというので、低層住宅68戸、あと中層住宅24戸というような形で変更したものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 今後の計画はどうなんですか。やるんですか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（佐藤勇悦君） 一応、総合計画につきましては前田住宅は26年度以降というような形で取り扱いはしておりますけれども、現在の場所でいいのかどうか、それとも別に用地を求めて新しく住宅を建設するかというところにつきましては、今後の課題になるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 町長の提案理由の説明にもありましたように、過疎地域の自立促進特別措置法、これは10年間の時限立法であって、現在は17年からの後期5カ年に入って今年度で最終年度を迎えるわけですが、22年からの新しい措置法、これはどのようになっていくか、もし

情報があつたらお伝え願いたいと思います。

また、この措置法について該当する要件、人口要件、それから財政力ですね。財政力はクリアすると思うんですが、人口要件について数字、人口の減少率、また高齢化率、若年化率ですか、こういったものがあると思うんですが、これについて説明をお願いします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

現在、過疎地域、宮城県では石巻市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、丸森町、そして加美町、4市3町が過疎地域となっております。21年度でこの計画が終了するということで、宮城県とこの4市3町で全国過疎地域自立促進連盟宮城県支部として国に対して要請を行って、事業の継続を要請しております。

それから、後段の質問ですけれども、人口要件等、自民党の過疎対策特別委員会というものが設置されて、過疎関係、各8省庁で新たな過疎対策の施策について検討を開始しているということでございまして、まだそのようなことについては連絡が来ておりません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） わかりました。

この措置法の財政上の特例として、過疎債ですね、これは合併前の旧小野田町、宮崎町では、かなり前から有利に活用してきた経過があります。これは過疎債の元利償還70%が普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入できるということで、大変有利な起債であったと思います。ただ、ここ数年、起債する額もかなり少なくなってきております。これも全国的にそういった過疎地域がふえてきているのではないかと思います。これからのそういった起債額ですね、今、起債残高で33億円ぐらいだと思うんですが、これからの起債の見通し、もし試算があつたらお願いします。

それから、もう一つ、これは財政上の特例として国庫補助率のかさ上げもあつたはずですが、教育施設あるいは児童福祉施設等、そういった施設の建設に当たってのかさ上げがあつたと思いますが、もし合併後のかさ上げの数字、つかんでおられるならばお知らせいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

御質問のとおり、この過疎債につきましては、次に変更またお願いしております辺地計画と並んで大変有利な起債であるということでこれを活用してまいりました。先ほど町長が答弁の中で申しあげましたとおり、約66.8%、事業をこの過疎債において最初の計画から実施しているということでございます。

御質問の補助のかさ上げ分については、今、数字をつかんでおりませんので、後で御連絡させていただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御質問の内容を篤と理解をして取り組んでいくということに変わりないわけですが、御案内のとおり時限立法でございますから、しかも市町村の合併によってこの加入数が減っているということもでございます。したがって、全国のこの新過疎法の制定を求める大会というものが毎年開催をされておまして、この間も5月半ばだったと思えますが、私も出席をしてこの新たな過疎法の制定を求める決議をさせていただいたところでございます。

また、宮城県の町村会においても毎年、重点事項の要望として県・国に対する要望活動を行っているわけでありますが、この新過疎法を求めることにつきましても、毎年、ここ数年、新たな過疎法を求める要望、これを本年度は、これは国家的な課題であるという文言をつけ加えて強力に制定を求めていくということでお認めをいただいておりますということも御報告をさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、この地域にとって、加美町にとっても大事なことでございますから、しっかりと取り組ませていただくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長に確認をいたします。かさ上げ分は後刻、報告いただけますか。

○企画財政課長（吉田 恵君） 次の議会までに報告させていただきます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 今回の改正でもって進捗率68%ですよね。ということは、残り、過疎法の恩恵に浴さない自治体内の地域格差が出る可能性のある部分、この辺、今後どうフォローしていくおつもりなのか、お聞かせを願います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 当然、事業計画のうちの7割弱ということですので、3割が計

画から外れてしまうこととなります。この事業を行うとすれば、いわゆる過疎債ではなくて普通の一般の事業の事業債で行うこととなりますので、かなり条件が厳しくなっております。ですから、先ほど町長が答弁申し上げましたように、この法律が22年度から新たにまた制定されるように運動しているということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号加美町過疎地域自立促進計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第60号加美町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第13 議案第61号 加美町辺地総合整備計画の変更について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第61号加美町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第61号加美町辺地総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及び施行令の規定により、交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれず、他の区域に比較して住民の生活水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について、総合的かつ計画的に整備を促進するため策定しております加美町辺地総合整備計画を変更するものであります。

本計画は、鹿原地区、西小野田地区、旭地区及び上多田川地区の4地区を辺地の指定要件により計画区域とし、平成20年度から24年度までの5カ年を計画期間として、総合的かつ計画的に各種事業を実施するために策定しているものであります。今回計画しております各辺地区域の事業費総額、年度ごとの事業計画の事業費及び事業内容の変更と、新たな事業を計画に追加することによる変更であります。

この変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、宮城県との協議を経て議会の議決を得る必要がありますことから、今回、議会に御提案申し上げるものであります。お手元に変更内容について記載した資料を配付しておりますが、参考にしていただきたいと存じます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 今、新聞等で限界集落の問題が大変論じられて、いろいろ補助金を出して昔の立派な村に戻したいというような建設省の方針がたびたび出されているんですが、この計画を見ると、辺地対策事業債しかないんですけれども、これに何か特別加算みたいな補助制度というのはないんですか。その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

今の御質問にございました事業については、資料で今回、変更になった部分のみを上げております。昨年の議会におきまして加美町の辺地総合整備計画について策定で議会の議決をいただいておりますが、この計画につきましては、その当時の事業費の総額の約2割を超す事業があった場合、その場合は県と協議をして議会の議決を得るということが必要になるということで、今回、出させていただきました主な理由は、葉口高原の3号源泉の掘削とか、木質バイオマスボイラーですとか、このような大きな事業が事業費として2割を超す事業費になっているということで、今回、県と協議をするそのために議会の議決を得るということでございます。

そして、その他の辺地、西小野田辺地、旭辺地、旭につきましてはゆ〜らんの、これも源泉の掘削が計画の中にもつてくるということでございます。これらの事業費の大幅な変更、2割を超す変更がある場合は県と協議をするということで、そして、そのために議会の議決も必要であるということで、今回出させていただいております。

あわせて、事業費の変更はないんですが、軽微な変更につきましては県と協議をするだけで議会の議決を必要としていないんですが、あわせて西小野田辺地と上多田川辺地につきましても、この辺地の要因であります人口等が変更になっているということで、あわせて出させていただいているということでございます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御質問の趣旨は、このほかに来るものがないのかというようなことだと思うんですが、この辺地計画、要するに辺区域に指定をされるということ自体、起債をする場合にほかよりも有利な起債を受けられると、交付税の措置額も大きいということでのことでございますから、これ以上に辺地のことについて、この事業計画のとおりやるとすれば、それ以上の優遇措置というものはないということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号加美町辺地総合整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第61号加美町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時25分まで。訂正いたします。11時半までといたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（一條 光君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第14 議案第62号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第62号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第62号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について御説明申し上げます。

宮城県市町村自治振興センターは、仙台市を除く県内の市町村で構成し、市町村の職員の研

修を主な事務とする一部事務組合であります。本案件は、平成21年9月1日に本吉町が気仙沼市の区域に編入合併することにより宮城県市町村自治振興センターを組織する市町村の数が減少となることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第62号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第63号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第63号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第63号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

宮城県市町村職員退職手当組合は、仙台市を除く県内の市町村及び一部事務組合等で構成し、市町村職員等の退職手当に関することを主な事務とする一部事務組合であります。

本案件は、前議案と同様に、本吉町が気仙沼市の区域に編入合併すること、及びこれにより一部事務組合であります気仙沼地方衛生処理事務組合が脱退となります。そのため、組合を組

織する地方公共団体の数の減少及び規約が変更となることから、地方自治法第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第63号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第 1 6 議案第 6 4 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第16、議案第64号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第64号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合は、仙台市、石巻市、塩竈市を除く県内33市町村で構成し、消防団員等の公務災害や退職報償に関することを主な事務とする一部事務組合であります。

本案件は、前議案と同様に、本吉町が気仙沼市の区域に編入合併することにより組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約が変更となることから、地方自治法第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第64号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第17 議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第17、議案第65号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、日程第18、議案第66号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第17、議案第65号及び日程第18、議案第66号を一括議題とすることに決定いたしました。

日程第17、議案第65号及び日程第18、議案第66号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第65号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第66号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを一括して御説明申し上げます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会は、非常勤の職員の公務災害補償等に係る認定に関する事務を行うため、また宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会は、非常勤の職員の公務災害補償等に係る不服申し立ての審査に関する事務を行うため、それぞれ仙台市などを除く県内市町村及び一部事務組合により共同設置しているものであります。

前議案と同様に、本吉町が気仙沼市の区域に編入合併することにより共同設置している地方公共団体の数の減少及び規約が変更となることから、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第65号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第66号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第19 議案第67号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第19、議案第67号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第67号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

宮城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務を行うため、県内全市町村で構成している広域連合であります。

本案件は、前議案と同様に、本吉町が気仙沼市の区域に編入合併することにより連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約が変更となることから、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第67号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。

---

日程第20 議案第68号 土地改良事業の施行について（上川原頭首工）

日程第21 議案第69号 土地改良事業の施行について（大堰頭首工）

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第20、議案第68号土地改良事業の施行について（上川原頭首工）、日程第21、議案第69号土地改良事業の施行について（大堰頭首工）、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第20、議案第68号及び日程第21、議案第69号を一括議題とすることに決定いたしました。

日程第20、議案第68号及び日程第21、議案第69号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第68号土地改良事業の施行について（上川原頭首工）、議案第69号土地改良事業の施行について（大堰頭首工）を一括して御説明申し上げます。

本案件は、国営かんがい排水事業により造成されました土地改良施設の上川原頭首工と大堰頭首工、及び第1号幹線用水路の維持管理を行うため、国庫補助事業の基幹水利施設管理事業に取り組むものであります。本来、土地改良区が管理者となって維持管理を行う予定でありましたが、当該施設は公益性の高い基幹的な農業水利施設でありますことから、宮城県より大崎市と加美町が管理の事業主体となるよう指導されてまいりました。このようなことから、土地改良区より当該施設の管理を町へ依頼する管理依頼書が提出されたことから、市と町が事業主体となり事業に取り組むため、今回、議案に御提案申し上げます。

議案第68号の上川原頭首工は、受益面積が1,256ヘクタールで加美町と大崎市にまたがっており、管理主体は施設が位置しております加美町が行うものであります。

議案第69号の大堰頭首工と第1号幹線用水路は、受益面積が3,311.9ヘクタールで加美町と大崎市にまたがっており、受益面積の割合が多く、施設が位置しております大崎市が管理主体となるものであります。

今回の案件は、国営かんがい排水事業により造成されました土地改良施設の管理を適切に行うもので、補助事業であります基幹水利施設管理事業を導入するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 通常、こういう施設を更新しますと、単位面積当たりの水利費が当然維持費、上がってくるわけですけれども、この辺、受益者の抵抗というか考え方というのは出てこなかったものなのか。あるいは、実際に単位面積当たりの水利費というのはどの程度上がるものなのか、お願いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

まず、この基幹水利の施設管理事業を導入する部分に当たりましては、一定の決まりがありまして、さっき町長提案で申し上げたとおり公共性があると、そういう大きなものでございます。それで、この事業費、お手元に資料、別紙で配っておりますけれども、管理事業費はこのうち国が30%、県が30%、地元が40%というふうになっております。その地元40%につきましては、町と土地改良区がそれぞれ20%ずつというふうになっております。いわゆる土地改良施設というものは、普通、受益者で費用を負担するのが原則でありますから、今、議員おっしゃったように、その分について公共性の高いものについてはそういう助成事業を導入していくということでございます。

今、管理することによって反当たりでどのぐらい負担がふえるかということになると思うんですけれども、これは20%のうち、例えば地元、土地改良区負担については、町の負担は例えば加美町と大崎市がまたがれば、その受益の割合で出します。改良区は20%は皆さんに賦課されるわけですから。ただ、反当たりどれくらい全部でプラスになるかというのは、実はちょっとわかりません。というのは、これだけではなくて、国営で造成された、ここですと二ツ石ダム、それから岩堂沢ダム、それから幹線用水路、そのほかにもありますので、それらについて、一括でなるとは思うんですけれども、今わかる範囲で経常的にどれぐらい改良区で皆さんから負担をいただいているのかと言うとあれなんですけれども、いわゆる経常的な賦課金だけを見れば、反当たり、皆それぞれ違いますけれども、大体2,400円から、高いところでは6,900円というようなところもあるようです。ですから、これ一概にはちょっと幾らということは申し上げられません。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたし

ます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号土地改良事業の施行について（上川原頭首工）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第68号土地改良事業の施行について（上川原頭首工）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号土地改良事業の施行について（大堰頭首工）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第69号土地改良事業の施行について（大堰頭首工）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。